

香川県広域水道企業団職員の採用に関する規則をここに公布する。

令和元年5月17日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第1号

香川県広域水道企業団職員の採用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条から第20条まで、第21条の2及び第22条の規定による職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験による採用)

第2条 職員の採用は、次条の規定により選考により行うことができる場合を除き、競争試験によって行う。

(選考による採用)

第3条 次に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。

- (1) 国の一般職に属する公務員の職若しくは他の地方公共団体に属する公務員の職に現に任用されている者又はかつて任用されていた者をもって補充しようとする職員の職（以下「職」という。）で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と企業長が認める職
- (2) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と企業長が認める職
- (3) 職務の内容が特殊な職又は試験を行っても十分な競争者が得られないと企業長が認める職
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (5) 地方公務員法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (6) 前各号に規定するもののほか、試験によることが不相当であると企業長が認める職

(条件付採用の期間)

第4条 条件付採用の期間は、任命の日から起算して6月間とする。

2 前項の期間満了前に企業長が別段の措置をしない限り、その採用は、期間満了日の翌日から正式採用とする。

(条件付採用の期間の継続)

第5条 条件付採用期間中の職員を降任し、又は転任した場合には、その条件付採用の期間は引き続くものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第6条 職員が条件付採用の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。

2 前項の条件付採用の期間が1年を超えることとなる場合においては、1年とする。

3 第1項に定めるもののほか、企業長は、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認める場合においては、1年に至るまでその条件付採用の期間を延長することができる。

(採用試験の区分)

第7条 採用のための競争試験(以下「採用試験」という。)は、企業長が適当と認める職の群に応じて行う。

(採用試験の方法)

第8条 採用試験は、次に掲げるもののうち2以上を併せ行うものとする。

(1) 筆記試験

(2) 口述試験

(3) 適性検査

(4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるもの

(秘密の保持)

第9条 採用試験の準備又は実施に従事する者は、細心の注意をもって、試験に関する秘密を保持しなければならない。

(採用試験の公告)

第10条 採用試験の公告は、電子情報処理組織を使用する方法その他の適切な方法により、行うものとする。

(公告の内容)

第11条 採用試験の公告の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 試験の名称及び試験区分

- (2) 採用予定人員
- (3) 受験資格
- (4) 試験の方法、時期及び場所並びに合格者の発表時期及び方法
- (5) 受験申込書の提出の場所及び時期その他必要な受験手続
- (6) 給与及び勤務時間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項
(受験の資格要件)

第12条 受験の資格要件は、採用試験の対象となる職の群に応じ、職務遂行上必要な最低の経歴、学歴、免許等について、採用試験を実施する都度、企業長が定める。

(選考の方法)

第13条 選考は、選考される者の当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職の適性の有無を判定するものとし、必要に応じ、経歴評定、口述試験、筆記試験その他の方法を用いることができる。

(選考の実施)

第14条 選考は、採用しようとする者について、その都度、企業長が行うものとする。

(この規則の実施に関し必要な事項)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。